

【取引業者の皆様へ】

研究費の不正使用防止への取組

福山大学では、本学における教育・研究活動が学生からの納付金、国費や外部から受け入れた貴重な資金によって支えられていることを自覚し、研究費の適正な運営、管理、適正な研究活動に努め、もって本学の活動を通じて社会の負託に応えたいと考えます。

＜研究費の不正使用事例＞

預け金：架空取引に研究費が支出され、その結果、業者に「預け金」が形成されていた。

書き換え：研究者等からの依頼により虚偽の納品書を作成、大学に提出した。

改ざん：立て替え払いにより購入した物品の領収書の金額を改ざんした。

＜不正使用等に対する本学の対応＞

本学では不正使用に関する学内外からの通報・情報提供等があった場合、直ちに「公的研究費不正調査委員会」により調査を行います。調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等を要請することがありますのでご協力願います。

なお、不正使用に関与したと認められた業者には、次のとおり取引停止の処置を行います。

- | | | |
|-------------|---|------------------------|
| * 預け金・書き換え等 | → | 内容に応じて、3ヶ月以上9ヶ月以内の取引停止 |
| * 特に悪質な不正行為 | → | 9ヶ月を超える取引停止 |

＜癒着防止に対する「誓約書」の提出＞

本学では取引業者に対して癒着防止の対策として「誓約書」の提出をお願いしています。「誓約書」の提出がない業者は、取引業務の停止を求めることがありますので、ご協力願います。

＜物品・役務の検収業務＞

本学では物品・役務の検収は検収担当者が行います。特殊な役務（データベース・プログラム・デジタルコンテンツ開発・作成、機器の保守・点検など）に対する検収は、原則として、有形の成果物がある場合は、成果物及び完了報告書等、有形の成果物がない場合は、完了報告書・作業報告書等の提出をお願いします。

なお、必要に応じて、抽出による事後チェックを含め、これに関わる仕様書、作業工程などの詳細をこれらの知識を有する発注者以外の者がチェックする場合があります。

不正が起きない！起こさない！環境づくりに取り組む

